

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年2月17日

広島県知事 横田 美香

1 業務内容

(1) 業務名

広島県人的資本経営研究会の管理・運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

広島県内

(5) 事業予算額（消費税及び地方消費税を含む。）

金 42,000 千円

2 公募型プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって次のいずれかの資格を認定されている者であること。

ア 「54A 調査・研究」の資格

イ 「61K コンサルティングサービス」の資格

(3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

3 公募型プロポーザル参加資格審査の申請手続

(1) 本業務に関する公募型プロポーザルに参加を希望する者で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

令和8年2月17日（火）から令和8年3月4日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にかかる法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下、「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、隨時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程〔昭和 22 年大蔵省令第 95 号〕第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館 1 階）

電話(082) 513-2315（ダイヤルイン）

4 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局人的資本経営促進課（広島県庁東館 3 階）

電話 (082) 513-3340（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 8 年 2 月 17 日（火）から令和 8 年 3 月 4 日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

仕様書に記載のある「広島県人的資本経営開示ツール」等の本調達関連書類については、秘密保持誓約書を入手し提出することで上記アの場所で手交、又は郵送等により交付する。提出書類は返却しない。秘密保持誓約書の入手（交付）方法は、次のいずれかによるものとする。

(ア) 広島県のホームページからダウンロードして入手する場合

広島県のホームページ（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>）の本案件に係る「入札・契約等
調達関係の情報」のページにあるリンクからダウンロードして入手すること。

(イ) 直接受け取る場合

上記アの場所

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格
確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに
参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年3月11日（水）までに、申請書に記載の連絡先へ電子メールにより通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

5 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県人的資本経営研究会の管理・運営業務公募型プロポーザル選定委員会委員が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「広島県人的資本経営研究会の管理・運営業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和8年4月10日（金）までに、すべての提案書提出者に対し、電子メールにより通知する。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「54A 調査・研究」及び「61K コンサルティングサービス」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等

について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 公募型プロポーザルの延期及び中止

本件調達に係る歳入歳出予算が提案書提出期日までに議決されなかつた場合又は減額若しくは削除があつた場合は、当該入札を延期又は中止する。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

7 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局人的資本経営促進課（人的資本グループ）

（広島県庁東館 3 階）

電話 (082) 513-3340(ダイヤルイン)

電子メール syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp

※電子メールで問い合わせる場合は、件名の先頭に「【人的資本経営研究会プロポーザル】」と付すこと。また

電子メール送信後は、電話にてその旨を連絡すること。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Operational and administrative services for a Human Capital Management Research Group

(2) Fulfillment period: From the day of the conclusion of the contract to 31th March, 2027

(3) Fulfillment place: Indicated in the specifications document

(4) Time-limit for submission of application form and relevant documents for the qualification:

5:00 pm 4th March, 2026

(5) Time-limit for submission of proposal: 5:00 pm 6th April, 2026

(6) The language used for application, inquiry and proposal shall be Japanese.

(7) Contact point for the notice: Human Capital Management Group, Human Capital Management Promotion Division, Hiroshima Prefecture, Commerce, Industry and Labor Bureau
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City, 730-8511 Japan
TEL 082-513-3340(direct Number)